

平成31年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 平成31年2月27日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 環境生活部長 渡辺 明彦
 道民生活課長 木林 正彦

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 LGBTの理解の促進について LGBTの理解の促進についてであります。 (一) 普及啓発について まず、LGBTに関する普及啓発について、これからの課題が多いとは言え、全道的に見て進んだ取組もあるのではないかと思います。どういった取組が行われてきていますか。パンフレットの活用や高校生向けの出前講座の取組なども含めて、取組の概要をお示しください。 (二) 札幌市の「パートナーシップ宣誓制度」について 札幌市に「パートナーシップ宣誓制度」があるとのことですが、当事者にとってどういう意義があるとお考えか。また、当事者以外の周りの人たちに対して、どういう意味を持っているとお考えか伺います。 (三) 市町村に向けた取組について そういった「パートナーシップ宣誓制度」でありますから、その役割については、道内市町村に伝え広めていく必要があると思いますが、いかがか伺います。	(道民生活課長) 普及啓発についてであります。道では、LGBTなど性的マイノリティへの理解を深めるため、人権関連パネル展や、人権フォーラムなどのイベント等を通じた啓発を行うほか、平成28年度には啓発冊子「性の多様性を考える」を作成し、市町村や医療機関、民間企業等に配布し、活用を促しているところであり、道内の人権擁護委員協議会からは、啓発冊子を活用した高校生向けの出前講座の開催についてご提案があることから、今後、こうした取組についても検討してまいる考えであります。 また、市町村の取組として、札幌市では、平成29年に、専用の相談窓口の開設をはじめ、性的マイノリティの方が人生のパートナーとしての関係を市長に対し宣誓する「パートナーシップ宣誓制度」や、LGBTに関する企業での取組の推進を目的とした「LGBTフレンドリー指標制度」が導入されたところであります。 このほか、旭川市における市民向けの研修会の開催や滝川市における市民広報誌による啓発などが行われているところであります。 (道民生活課長) 札幌市のパートナーシップ宣誓制度についてであります。本制度は、双方又は一方が性的マイノリティである方々が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることなどを市長に対し宣誓する制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないと承知しておりますが、性的マイノリティの方々には、周囲の理解不足による誤解や偏見などから様々な生きづらさを感じている方もおり、対外的に自分たちの存在を認めてほしいとの思いを持つ方にとって、意義のあるものと考えております。 また、当事者以外の方々に対しましても、性的マイノリティの方々への理解の促進や適切な配慮について社会的な関心等を高めるきっかけになるものと考えております。 (道民生活課長) 市町村への対応についてであります。札幌市で導入されているパートナーシップ制度は、性的マイノリティの方々に対する理解促進等を図る取組として、一定の意義があるものと受け止めているところであります。制度を導入した自治体によって、背景や事情が異なるものと考えられますことから、道といたしましては、今後、制度の導入状況等について市町村から照会があった際には、札幌市の事例も含め、必要な情報提供を行ってまいる考えであります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）ＬＧＢＴフレンドリー企業について 札幌市のＬＧＢＴフレンドリー企業が大幅に増えていますが、どう評価していますか。企業が登録することで性的マイノリティの方や他の従業員に対しても意義があると考えますが、どう捉えていますか伺います。 （五）今後の取組などについて LGBTをはじめ生き辛さを抱えて悩んでいる人がいます。私自身、そのような生き辛さを持っている人に寄り添い、支えになっていきたいという思いでありますけれども、道として、そういう悩みを抱えた人に、どう向き合い、どう支えていくおつもりか伺います。 先ほどの答弁の中で、積極的に先進的に取り組んでいる例として、札幌市や旭川市、滝川市などが挙げられました。まだまだ少ないというふうに思いますので、全道に広げていくように啓発が中心になるとは思いますが、取組を広げていくように道が役割を果たしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。	（道民生活課長） 札幌市における企業向けの取組についてであります。札幌市の「LGBTフレンドリー指標制度」は、「社内規定等への差別禁止の記述」や「従業員への研修」、「相談体制の整備」など、7つの取組事例を指標として設け、このうち、1つ以上の取組を実施した企業について、申請に基づきLGBTフレンドリー企業として登録するものであります。平成30年11月現在、37企業が登録されているものと承知しております。 企業において、こうしたLGBTに関わる取組が推進されることは、誰もが働きやすい環境を整えていく上で大切であると考えておりまして、職場における従業員への理解促進や性的マイノリティの方々への必要な配慮が行われるきっかけになるものと考えております。 （環境生活部長） LGBTの方々に関する今後の取組でございますが、道におきましては、これまで、LGBTの方々などへの理解を促進するため、道の「人権施策推進方針」におきまして、性的マイノリティへの対応を重点課題として位置づけ、ホームページや啓発資材を活用し、道民への啓発等に取り組めますとともに、心の健康や人権、法的トラブルなどに関する相談窓口を周知するなど、悩みを抱える方々への支援に取り組んできたところであります。 道といたしましては、LGBTの方々への理解が一層深まりますよう、支援団体からご意見を伺いますほか、他都府県の取組も参考といたしまして、関係機関と連携を図りながら、市町村や企業等への効果的な普及啓発に努め、個性や多様性を認め合う社会づくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。